

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	特殊容器指定製造者への指定基準適合命令	根拠条項	第64条				
処 分 基 準	<p>○特殊容器指定製造事業者が、法第60条第2項各号に適合しなくなったと認めるときは、その指定製造事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>一 特殊容器の製造の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 特殊容器の検査の方法が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	くらしの安全安心課	交付機関	くらしの安全安心課	目次 NO